

第4検討部会 会議録

会議の名称	第3回 第4検討部会
開催日時	平成19年8月22日(水)午後18時40分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 講座室B
出席者	(部会長)三宅副委員長 (委員)碓委員、大崎委員、小島委員、堀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・自治基本条例の先行例の確認と川口市へ置き換えた際の示唆
会議資料	・川崎市、大和市、札幌市、ニセコ町の条例および逐条解説(事前資料) ・同4市町における自治基本条例の策定経緯(資料1) ・同4市町の条例の比較表(資料2)
発言内容	<p>部会の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録は事前にメール等の手段で配布することとする。 ・会議録に修正事項がある場合は、各委員は事務局に直接申し出ることとする。そして、修正したときは、修正後の文章を事前に申請した委員に提示し内容を確認することとする。 ・複数のメンバーから、他の部会で議論された内容や資料等を共有することが提案された。 ・意見は様々あるだろうが、この部会の意見として、一つにまとめる努力が必要との意見が出された。 ・会議録は、単に記録だけでなく市民への説明といった役割もあるので、部会での意見がどのような経緯でまとめられたか、最終的には賛成、反対がどうであったかなどを載せるべきとの意見が出された。 <p>全体会の進め方への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のメンバーから、公募委員の行政や条例への知見を高めるため、公募委員全体向けの勉強会の開催希望が出された。 <p>他自治体の自治基本条例に対する感想・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の資料によって、自治基本条例の姿が分かってきた。もともと、環境や平和の大切さについて川口の自治基本条例に組み入れたいと考えていたが、他の自治体の事例を見て、このほかにも検討すべき要素があり、必要なことは規定しなければならないと感じたところである。 ・一方で、他市の条例の構成を前提として議論してしまうことも怖いと思う。他市事例に捉われず、川口市らしい条例としたい。

- ・また、他市の条例には、市民、議会、市長などの規定があるが、法律に定めのない市民の定義などは必要であると考えている。
- ・私は、法律に違反していない限り条例には何を書いてもいいと考えている。例えば、大和市の第15条第3項では、「市長は効率的な行政運営に努めなければならない」という条文事例があるが、こうした内容はどんな法律にも規定していないことから、自治基本条例で市民の願いとして規定していけばと思う。
- ・また、事例に出された自治体の多くは、市民の意見を聞くプロセスを重要視しており、特に大和市では、条例素案がない状態でPIを実施し、委員が極力市民の意見を聞き、条例素案にそうした意見を反映させている。さらに、この素案を元に様々なところでPIを行っており、こうした姿勢は、川口市の取組でも学ぶべきと考えている。
- ・結果としてできあがる条例の姿は、他市と大差のないものになるのかもしれないが、こうした市民を巻き込むプロセスを経て作るのであれば、同じような構成であっても意味があると思う。
- ・個別の論点では、市の人口の3%を占める外国人住民の参政権を考慮した常設型の住民投票条例が必要であると考えている。
- ・他自治体の事例を確認して、前文部分では地方自治の本旨に基づいて、いかに地域の特性を示すかに苦労していると感じた。
- ・一方で、どの自治体の事例をみても、基本原則・原理などの抽象的な言葉が使われており、構成もほとんど同じで「金太郎飴」だと感じた。こうした先行例によって、自治基本条例の枠組みが示されているようにも感じられるため、川口市の特色、独自性を出した条例を作っていく作業は大変難しいと思った。
- ・川口には、市民憲章が制定されており、鋳物などの産業基盤があるなど、川口ならではの特徴があるが、その反面、近隣とのコミュニティの薄れが指摘されており、市民の共通の文化や防災への関心をいかに浸透させていくかが大きな課題だと思う。
- ・どの自治体でも前文にそれぞれの地域の特性に触れつつ、「英知を結集する」という表現がある点が特に気になった。地域が抱えるそれぞれの課題の解決を目指して、地域や条例でできることの限界を意識しながらも「英知を結集する」という言葉は非常に意味のあることだと思っている。川口市の条例についても、それこそ英知を結集して、これからの川口の

姿を見出せるような条例を望むものである。

- ・自治基本条例は、過去を反省し立ち返るとともに、自治（＝まちづくり）を認識するためにあると思っている。これまでの歴史を振り返りながら、そして踏まえながら、川口の誇れるものは何かなどを前文に盛り込んでいきたい。
- ・条文の内容は、先行4市町ともそれほど変わらないと思うが、他市事例に捉われずに考えていくのであれば、市長や議員の多選や世襲を禁止するなど規定することも特色になるのではないかと考えている。

- ・先行する条例の感想として、第4検討部会のテーマに則り、いかに市民が自治に関われるのかという切り口でそれぞれを評価してみた。

札幌市については、目標が市民のレベルで明確に記述されており、市民を中心とした構成になっている。また、町会などの現場を重視するとともに、市民が自治にいかに関われるかが書いてあるよい条例であると感じた。

ニセコ町については、前文に「住むことが誇りに思えるまち」とあり、川口でも同様であると思った。また、発言と行動に責任を持つということは民主主義の大原則であり、権利と責任がしっかりと謳われている。人と人との関わりが評価できる条例である。

川崎市については、出だしでは市民が地域社会の抱える課題を解決する主体であるとし、責任を明確化し市民を重視しているが、最後のほうは従来どおり行政中心の構成になっていると感じた。

大和市については、厚木基地問題を取り上げているところが特徴的であるが、協働に関しては、他市町に比べて弱いように感じた。

それぞれの条例には評価できるところ、そうでないところがあるが、どの条例も市民を主人公として、役割・責任の自覚を図ろうとしていることが分かった。

- ・全体としては、自治体は住民と住民が納める税金によって成り立っているという認識が弱いように感じた。また、住民からの信託を受けた行政は、住民からの納められた税金をもとにいかに住みやすい街にしようとしているのか、住民から推挙された議会は、住民の目線で行政を監視・指導しているのかという観点について記述が薄いように思う。
- ・第4検討部会では、「市政に無関心な市民にどのように関心を持ってもらうか」がテーマであると思っている。例としては、様々な媒体を通して宣伝しても選挙の投票率は50%程度であることから分かるように、自治基本条例だけで「無関心の市民をまちづくりに呼び込もう」というこ

とは容易なことではない。むしろ、行政が率先垂範して実施計画の展開や業務改革を通じて、市民それぞれが興味を持って参画できる仕掛けや仕組みを長い時間をかけて構築していくことが必要であり、そうした内容を条例に盛り込むべきであると考えている。

- ・ 他市町の事例では自治基本条例を最高規範としているが、川口市ではどのような位置付けにするかが重要だと考えている。また、先行事例では、どの条例も似ていると思っており、最悪の場合、他市と条例の内容が似てしまっても仕方がないと思っている。しかし、自治基本条例は、その策定のプロセスが重要であり、仮に独自性がなくても、一般の市民を巻き込めたかどうか成功の要因だと思う。
- ・ また、行財政運営に関する規定などは、その透明性の確保を図るとともに説明責任を果たすために規定されていると考えられ、川口の財政規模などを4市町と比較することで、制定の背景や課題が見えてくることもあるかも知れないと思っている。
- ・ 川口市は、都心へのアクセスの良さという地の利により流入人口が増えている。しかし、こうした人たちの大部分は、日中は都心に滞在（仕事）し、夜間などの一定時間しか市内にいない市民が多いのではないだろうか。現在の人口増加（＝発展）はこの地の利よるものであるが、これが将来的にも川口のウリであるとは限らない。今後の川口の発展を考えるならば、こうした昼夜間のギャップを解消するような施策展開（＝地域に住み、地域で働く）が必要ではないかと考えている。
- ・ ニセコ町のまちづくり基本条例において、町長が変わってもこの条例の本旨には影響を与えないという前提があることは特徴的であると感じている。
- ・ 選挙に関して、現在のシステムでは、投票率が低くても市議会の各政党が特に困るようなことはないと思うが、特に低投票率を問題視するならば、例えば得票数に応じて予算配分されるなどの仕組みが考えられるのではないかと思う。
- ・ 4自治体の条例の内容はどれも同じように感じた。いずれも、これまでの歴史を大切にしながら、住民参加により自立したまちづくりをさらに発展させるために、地域におけるそれぞれの主体の役割と責任を明確にし、地域の絆を大切にしていくとともに、次の世代に地域のよさをきちんと引き継いでいくということを示していると思った。
- ・ 逆に特徴的であると感じた部分は、大和市の厚木基地問題、川崎市の公

害（前文）ニセコ町の町民の意見がまちづくりに反映される仕組み、札幌市の人権問題への対応などである。

- ・川口市の基本条例については、他の事例のよいところは学び、一方で川口市の独自の部分についてはきちんと考えていければと思う。これからどのような自治基本条例をつくっていけるのか、緊張しつつも楽しみにしている。

部会長の総括

- ・各自治体の条例を確認して、次の3つの点が課題であると考えており、今後の論点としていきたい。

各自治体とも条例の特殊性が不明確だと思う。確かに、細かい点を見れば、財政に関する規定に重点をおく自治体があるなどの特徴が見られるが、基本的な内容は同じである。川口市の条例を考えた場合、複数の自治体の条例をミックスすればすぐできてしまうが、特殊性（独自性）をどのように考えていくかが課題である。

自治基本条例と憲法や地方自治法との関係が不明確だと思う。各自治体の事例では、首長や議会の役割など、敢えて地方自治法に規定されていることなどを再定義しているが、一方では、長の解職請求や議会の解散請求、住民訴訟などについては記述されていない。こうした内容は重複してもいいものなのか、いけないものなのか、現段階では整理されていないので、どのように考えていくかが課題である。

自治基本条例において、自治体は何を任務としているかが不明確だと思う。事例のうち、環境問題に触れているのは川崎市だけであり、災害が起きた際の対応についてはニセコ町だけが規定しているが、これらは自治体が当然担うべき役割であり、条例に規定していないからといって対応しなくてもいいというものではない。個別的な課題について、自治体は何を任務しているのか、どういう組織をもっているのかが不明確である。

- ・こうしたことから、第4検討部会としては、先行例などを参考にしながら自治基本条例の周辺の問題点などの洗い出しを行い、こういった内容を盛り込んでいくのかを議論していきたい。

次回部会のテーマ

- ・市民憲章、市の歌、市の花・木、市の歴史などを参考にしながら、川口市の特殊性はどこにあるのかを検討する。
- ・憲法と地方自治法を確認する。

	<ul style="list-style-type: none">・川口市は何を任務としているのか、例規集の目次や組織図をもとに確認する。
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none">・次回は9月12日18時30分から。